

企画提案コンペのお知らせ

次のとおり企画提案コンペを実施します。

公益財団法人三重県産業支援センター

理事長 更屋 英洋

1 企画提案コンペに付する事項

(1) 委託業務

令和8年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト高年齢者雇用促進にかかる事業者向けセミナー実施業務

(2) 委託業務の特質等

別紙 業務委託仕様書 及び 企画提案書作成要領 を参照のこと。

(3) 委託期間

契約日から令和9年2月19日(金)まで。

2 企画提案コンペ参加者及び受託者に必要な資格

(1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。

(3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと、及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

(6) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な企画提案等を行うこと。

(7) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容及び納期等を厳守し、誠実に契約を履行すること。

(8) 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾すること。

3 企画提案コンペ参加者に求められる義務

企画提案コンペに参加を希望する者は、(1)から(3)に掲げる申請書及び証明書等を令和8年6月19日(金)正午までに4の(1)の場所に持参または郵送(必着)し、参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、最優秀提案者にあつては、結果通知受領後に(4)及び(5)の書類を提出してください。なお提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）の写し

イ 個人にあつては、「身分証明書（身元証明書）」及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」の写し

※下記①から③のいずれかに該当する者は、（2）の書類を免除しますので、その旨を証明することができる資料（入札参加資格確認結果通知書の写し等）を提出するか、参加資格確認申請書に①または②に関する登録番号を記載してください。

①三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者であつて、登録済みの情報に変更がない者

②三重県物件等地域調達型電子入札システム利用登録者であつて、登録済みの情報に変更がない者

③支援センターから同一年度に入札参加資格確認結果の通知を受けた者であつて、通知書の有効期間内かつ資格確認事項に変更のない者

- (3) 代理人（本店の代表者以外の者）に契約等に関する権限を委任する場合は、委任状（第2号様式）。
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去3ヶ月以内に発行したもの）の写し（コピー可）
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県の県税事務所が過去3ヶ月以内に発行した「納税証明書（県税に滞納がないこと）」の写し

4 企画提案コンペ手続に関する事項

(1) 担当所属

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目 891 三重県合同ビル5F

公益財団法人三重県産業支援センター

雇用プロジェクト推進課

地域活性化雇用創造プロジェクト

担当：上村

電話：059-253-1260 FAX：059-253-1262

E-Mail：chipro@miesc.or.jp

(2) 企画提案コンペ参加資格確認結果の通知

令和8年6月22日(月)に通知します。

(3) 企画提案書及び見積書の提出について

令和8年6月26日(金)正午までに企画提案書作成要領に記載の書類10部を持参又は郵送(必着)にて提出してください。郵送の場合は確認のため、必ず担当まで電話連絡をお願いします。

5 企画提案コンペの実施方法に関する事項

(1) 企画提案コンペは提案者によるプレゼンテーションの審査を予定していますが、申込多数の場合は事前に書類選考を実施する場合があります。なお、審査は令和8年7月3日(金)を予定しています。

(2) 企画提案コンペ結果の通知

令和8年7月6日(月)に通知する予定です。

6 企画提案コンペにかかる注意事項

(1) 見積書の金額の記載

金額の記載に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

(2) 契約保証金

契約保証金は、公益財団法人三重県産業支援センター会計処理規程（以下「規程」といいます。）第72条によります。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第72条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第72条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 受託者の決定方法

本公告に示した委託業務を円滑に遂行できると公益財団法人三重県産業支援センター理事長が判断した参加者の中から、単に価格の優位性だけではなく、企画提案による業務への付加価値等を勘案し、コンペ選定委員会が、定められた予定価格の制限の範囲内において受託者を選定します。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき、または「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に該当すると認められたときは、契約を解除することができるものとします。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 支援センターに報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、支援センターと協議を行うこと。

- ② 受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

7 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 企画提案コンペの中止
天災その他止むを得ない事由により企画提案コンペを行うことができないときは、企画提案コンペを中止します。
- (4) 企画提案コンペ参加にかかる費用は、企画提案コンペ参加者の負担とします。
- (5) 本企画提案コンペの事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。企画提案コンペ実施後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (6) その他必要な事項は、「公益財団法人三重県産業支援センター会計処理規程」に規定するところによります。